

学校給食費の改定について

１ 本市の学校給食

本市の学校給食は、大川学校給食共同調理場及び志度学校給食共同調理場の２か所で調理を行い、全ての市立幼稚園、小学校、中学校を提供先として、一日当たり約３，１００人の園児、児童、生徒、教職員等に提供しています。（令和６年５月１日現在）

２ 学校給食費の保護者負担について

学校給食費を提供するために必要な経費には、食材費のほか人件費、光熱水費、燃料費、修繕費、備品購入費等があります。

このうち、食材費のみ保護者が負担し、その他の経費は市が負担しています。

【学校給食法（抜粋）】

（経費の負担）

第１１条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

２ 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第１６条に規定する保護者の負担とする。

【学校給食法施行令（抜粋）】

（設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費）

第２条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第１１条第１項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

（１）義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第３７条（同法第４９条、第４９条の８及び第８２条において準用する場合を含む。）又は第６９条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和２３年法律第１３５号）第１条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

（２）学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

3 本市の学校給食費について

本市の学校給食費は次のとおりです。

なお、子育て世帯における経済的負担の軽減を図るため、令和5年9月から、小学校及び中学校の給食費の半額相当を市が負担しています。

また、令和6年1月から、第3子以降の市立小学校及び中学校の給食費を無償化しています。

【さぬき市の学校給食費（1食当たり）】

（単位：円）

幼稚園	小学校	中学校
215	250	285

※最終改定：平成26年4月 消費税率の5%から8%への引上げに合わせて改正

・幼稚園 210 円→215 円（5 円増額）

・小学校 240 円→250 円（10 円増額）

・中学校 270 円→285 円（15 円増額）

4 県内他市の学校給食費について

県内8市の学校給食費は次のとおりです。

【県内8市の学校給食費（1食当たり）】

（単位：円）

市名	幼稚園	小学校			中学校	備考
		1・2年生	3・4年生	5・6年生		
高松市	239	267	304	332	361	
丸亀市	210	250			280	令和5年度から小学校・中学校無償化
坂出市	220	250			285	令和4年度から小学校無償化
善通寺市	229	262			300	
観音寺市	250	270			300	観音寺給食センター・豊浜小学校給食調理場
	250	260			300	大野原給食センター
	—	—			310	豊浜中学校給食調理場
さぬき市	215	250			285	
東かがわ市	221	257			290	
三豊市	220	230			285	

5 学校給食事業の現状

令和3年度以降、物価高騰により学校給食の食材費も大きく値上がりしました。値上がりの影響を可能な限り避けつつ必要な栄養バランス等を維持できるよう、献立の工夫等により対応してきましたが、大変厳しい状況になっています。

そこで、保護者の負担を増やすことなく、安定的に学校給食を提供するため、学校給食費を据え置いたまま、食材費の不足については、公費負担で対応することとしています。

【1人1食当たり学校給食費と食材費の差額の推移】

(単位：円)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校給食費	257.7	257.4	257.1	257.1
食材費	265.3	283.5	307.5	326.8
学校給食費－食材費	△7.6	△26.1	△50.5	△69.7

※令和6年度は4月～12月分

【値上がりの大きい食材】

(単位：円)

順位	品目	1人1食当たり単価			上昇率
		令和2年度	令和6年度	増減	
1位	野菜	39.6	60.9	21.3	153.7%
2位	一般物資	105.6	121.8	16.2	115.3%
3位	牛乳	51.5	63.7	12.2	123.6%
4位	肉・卵	17.4	26.8	9.4	153.4%
5位	米	17.4	21.4	4.0	145.2%
全体		257.6	326.8	69.2	126.9%

※令和6年度は4月～12月分

※一般物資とは、冷凍食品、カット野菜、果物、乾物等をいう。

6 適正な学校給食費の試算について

物価高騰による食材費の値上がりが続いていることから、公費負担分を除いた現行の学校給食費のみでは、必要な栄養バランス等を保った献立の提供は困難な状況となっています。

そこで、今後も引き続き適切な献立を提供するため、令和6年度における食材費の支出額を踏まえ、適正な学校給食費について、次のとおり試算を行いました。

【学校給食費の試算（1食当たり）】

（単位：円）

幼稚園	小学校	中学校
270（+55）	315（+65）	355（+70）

7 学校給食費の改定案について

保護者負担の急激な増額の緩和を図るため、学校給食費の改定案については、次のとおりとします。

なお、幼稚園については、他の制度による学校給食費の助成等の実施状況を踏まえ、今後、引き続き改定案の検討を行います。

【学校給食費の改定案（1食当たり）】

（単位：円）

幼稚園	小学校	中学校
215（±0）	300（+50）	350（+65）

8 学校給食費の改定時期について

令和7年4月を学校給食費の改定時期として、所要の手続きを進めていきたいと考えています。

なお、子育て世帯における経済的負担の軽減を図るため、給食費の改定後も、保護者の実負担額については、当面、現行のまま据え置くこととして、現行の小中学校の給食費の半額相当を市が負担する制度の継続等について、所要の手続きを進めていきたいと考えています。